

第五号様式 (平26内府令49・全改、令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券
に係る外国投資法人の名称】

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券
の形態及び金額】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

(1)【外国投資法人の名称】

(2)【外国投資証券の形態等】

(3)【発行（売出）数】

(4)【発行（売出）価額の総額】

(5)【発行（売出）価格】

(6)【申込手数料】

(7)【申込単位】

(8)【申込期間】

(9)【申込証拠金】

(10)【申込取扱場所】

(11)【払込期日】

(12)【払込取扱場所】

(13)【引受け等の概要】

(14)【手取金の使途】

(15)【その他】

第2【外国新投資口予約権証券】

- (1)【外国投資法人の名称】
- (2)【外国投資口予約権証券の形態等】
- (3)【発行（売出）数】
- (4)【発行（売出）価額の総額】
- (5)【発行（売出）価格】
- (6)【申込手数料】
- (7)【申込単位】
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】
- (11)【割当日】
- (12)【払込期日】
- (13)【払込取扱場所】
- (14)【外国新投資口予約権の内容】
 - ①【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】
 - ②【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】
 - ③【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】
 - ④【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】
 - ⑤【外国新投資口予約権の行使期間】
 - ⑥【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
 - ⑦【外国新投資口予約権の行使の条件】
 - ⑧【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
 - ⑨【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】
- (15)【引受け等の概要】
- (16)【手取金の使途】
- (17)【その他】

第3【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

- (1)【銘柄】
- (2)【外国投資法人債券の形態等】
- (3)【券面総額】
- (4)【各外国投資法人債の金額】
- (5)【発行（売出）価額の総額】
- (6)【発行（売出）価格】

- 第 4 【短期外債】

- 第二部 【参照情報】 (1)

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 計算期間 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日関東財務局長に提出

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本届出書提出日（ 年 月 日）までに、外国会社臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】(2)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

第三部【外国投資証券事務の概要】

第四部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

第2【外国投資証券の様式】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

(1) 参照情報

- a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書若しくは外国会社報告書及びその補足書類、外国会社半期報告書及びその補足書類又は外国会社臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」

という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) 参照書類の補完情報

- a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
- b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。